

特定非営利活動法人函館市体育協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人函館市体育協会（以下「協会」という。）の定款第5条に基づきスポーツ関係者等の表彰に関する事業を行うために下記の事項を定める。

(表彰の対象と推薦者)

第2条 表彰は協会に加盟する団体・個人（以下「者」という。）で次に掲げるいずれにも該当する者に行う。

- (1) 函館市のスポーツの振興に顕著な功績のあった者、及びスポーツ大会において優秀な成績を収め他の模範となった者。
- (2) 個人にあっては函館市内に居住または通勤・通学している者、又は、団体にあっては函館市を主たる活動の場としている者。
- (3) 協会に加盟する団体の長及び函館市体育協会事務局は、第3条各号に該当する候補者を指定推薦書により別に定める期日までに推薦することができる。
- (4) 前号に規定するもののほか委員長が必要と認めた場合、表彰候補者を委員会に推薦することができる。

(表彰の種別)

第3条 表彰は次の通りとする。

- (1) スポーツ功労賞
長年にわたり函館市の体育・スポーツの振興に功績があった者
- (2) 競技普及貢献賞
加盟団体の競技普及に多大な貢献のあった者
- (3) 優秀指導者賞
優秀競技者の育成に長年にわたり顕著な功績があった者
- (4) スポーツ競技者賞
競技者として優秀な成績をあげた者
- (5) 特別表彰
本表彰は第2条の規定にかかわらず選考できるものとする。
 - ① 協会会長が特に顕著な功績があったと認めた者
 - ② スポーツの普及振興及び協会の運営等に物心両面にわたり尽力があった者

(表彰の審査及び決定方法)

第4条 表彰の審査及び決定方法は次のとおりとする。

- (1) 表彰の審査方法は体育協会表彰審査委員会（以下「委員会」という）において審査・選考し、協会理事会の承認を得て決定する。
ただし、時宜にかなった理事会の開催が困難な場合にあっては協会会長が決定する。
- (2) 委員会の組織は、協会会長が委員長を指名する。また、委員は協会理事のうちから委員長が委嘱する。
- (3) 委員会には委員長が指名する副委員長を置くことができる。

- (4) 委員会は委員長が招集する。
- (5) 委員会には協会事務局が加わることができる。
- (6) 委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

(表彰の方法)

第5条 表彰の方法は次のとおりとする。

- (1) 表彰は毎年度に開催する表彰式において行う。
- (2) 第3条第1号から第3号の表彰者には、表彰状とトロフィーを贈呈する。
- (3) 第3条第4号の表彰者には申請内容に合わせ表彰状またはトロフィーを贈呈する。
- (4) 第3条第5号の表彰者には表彰状、感謝状又はトロフィーのいずれかを贈呈する。

(表彰の基準)

第6条 第3条の表彰は細則に定める基準のいずれかに該当する者とする。

(推薦の手続き)

第7条 第3条に該当する表彰候補者の推薦は、次の各号に定める書類を添えて協会会長へ提出する。

- (1) 加盟団体からの推薦書
- (2) 関連する添付資料

(表彰記録の保存)

第8条 協会の表彰に関する全ての記録書類は、永久に保存するものとする。

(受賞の取消し)

第9条 受賞者が信用を失墜する行為を行った場合には、協会理事会の承認を得てこれを取消しすることができる。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は細則で定める。

(規程の変更)

第11条 本規程及び細則は、協会理事会の承認を得て変更することができる。

附 則

この規程は、平成22年11月9日から施行する。

この規程は、平成24年9月27日から施行する。

この規程は、平成25年9月20日から施行する。

この規程は、平成26年10月28日から施行する。